

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人 宮崎県緑化推進機構

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	「みやざき森づくり コミッション」活動 強化事業	「みやざき森づくり コミッション」の運 営、森づくり活動 に関する研修等に係 る業務委託	9,680,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、「みやざき森づくりコミッション」の活動促進を図り、常設のワンストップ窓口として、企業やNPO等が安心して森づくりに取り組みため、活動の提言、助言、情報提供等を行うとともに、「みやざき森づくりボランティア協議会」の活動を支援し、県民参加の森づくりを推進するものである。 このため、当該窓口には、森づくりや緑化活動に関する豊富な経験と知識を備え、林業体験活動の実践に必要な林業普及指導員等の資格を有する人材を配置するとともに、県内の森林ボランティア団体や緑化活動に関心のある団体・企業とのネットワークを有する必要がある。 (公社)宮崎県緑化推進機構は、「みやざき森づくりコミッション」を常設し、会員である県内自治体の他、県内樹木医会や県林研グループ、ボランティア団体と幅広いネットワークを構築しながら事業を展開するなど、森づくりに取り組み県民、企業、NPO法人等のワンストップの窓口として本業務を遂行できる唯一の団体であることから、同機構と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 環境森林課
2	森づくり活動普及 啓発事業	「水と緑の森づくり」 県民ボランティアの 集いの開催に係る 業務委託	2,090,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、県民参加の森づくりの機運醸成を図るため、県民のボランティア参加を募り、下刈りや植樹等の森づくり活動等を実施するものである。 このため、事業実施に当たる団体は、イベントの企画・実施能力はもとより、条例の目的、基本理念等を十分に理解するとともに、森づくり活動を安全かつ確実にに行えるだけの専門的知識、経験、指導的能力を備えている必要がある。 また、より多くの県民のボランティア参加を得て円滑に実施するためには、県内の森林ボランティアに係る情報を有し、各ボランティア団体等と協力関係にある団体が望まれる。 (公社)宮崎県緑化推進機構は、 ① 県民一人ひとりが森林について、考え、行動する社会づくりを目指す「みやざき悠久の森づくり」県民憲章(平成13年4月制定)を、県と合同で提唱し、県民緑化推進運動の推進母体として長年に渡り県民緑化、県民参加の森づくりを積極的に推進している団体であること ② 樹木医会が会員であるなど、森づくりに関する専門的な知識や技術等を有するとともに、独自の植樹イベント等の開催実績があるほか、県土の緑化や県民参加の森づくりに関する受託事業を誠実に履行し、その成績は優秀であることから、当該業務の効率的、効果的な執行が見込めること ③ 森林ボランティア団体に係る協議会としては、県内唯一の組織である「みやざき森づくりボランティア協議会」(平成15年1月設立、令和5年現在16団体)の設立準備段階から参画する団体であること など、初期から森づくり活動の中心的な存在であり、現在も森林ボランティアの登録受付や団体に対する助言、協力など県内の森林ボランティアに対するワンストップ窓口として、宮崎県の森づくり活動の推進役を担っている。 以上のことから、県民参加の森づくりや緑化運動に精通し、かつ、当該業務を相当の実績に基づき的確かつ円滑に遂行する能力を有している団体は、(公社)宮崎県緑化推進機構を置いてほかにないことから、同機構と随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 環境森林課
3	森林環境教育推進強 化事業	県内の森林環境教育 の推進やみどりの少 年団の活動支援にか かる業務委託	11,192,322	第167条の2第1項 第2号	本業務は、地域や学校等で取り組む森林環境教育を支援することにより、森林の理解者や森づくり活動の実践者を育成するとともに、森林を県民みんなで守っていく機運の醸成を図ることを目的としている。 そのため、植樹や下草刈り、枝打ちや間伐などの林業体験やシヤクづくり、野鳥観察や巣箱づくり、本棚などの木工製作等の様々な分野の講師の選定や派遣、みどりの少年団の自然体験活動の支援や研修会の開催、大学生等を対象とした森林環境教育等への指導及び高校生等を対象とした森づくり体験活動の実施といった森林に関する県民の様々なニーズに速やかに対応する必要がある。 (公社)宮崎県緑化推進機構は、木育や林業・森づくり体験活動の実践に必要な林業普及指導員、木材アドバイザー、樹木医、木育サポーター等の資格を有する職員を配置するとともに、公の施設である「宮崎県川南遊学の森」の指定管理者として、子どもから大人まで全ての世代に対する森林環境教育を主催した実績が豊富にあり、事業を通じて県樹木医会や県林業研究グループ等との幅広いネットワークを持ち、森林環境教育を実施する様々な分野の指導者等とのパイプを有している。 また、宮崎県の森づくりボランティア活動においては、県内唯一の組織である「みやざき森づくりボランティア協議会」(H15年設立)の設立準備段階から参画するなど、同活動の中心的な存在であり、現在も森林ボランティアの登録受付や団体に対する助言、協力など県内の森林ボランティアに対するワンストップ窓口として、宮崎県の森づくり活動の推進役を担っている。 県内の特定非営利活動法人等の中には、森林ボランティアなど森林に関わる活動を行っている法人があるが、県民サービスの観点から本業務の遂行には県民からの森林環境教育に関するワンストップ窓口として機能できる体制が強く求められる。 以上から、当該業務を適正に遂行できる能力を有し、事業の効果を最大限に発揮できる団体は、同機構を置いて他にないことから随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 環境森林課
4	森林環境教育啓発強 化事業(地域で支 える森林等自然体験 活動に対する取組)	県内の地域で支える 森林等自然体験活動 に対する活動支援に 係る業務委託	2,278,430	第167条の2第1項 第2号	本業務は、森林等自然体験活動を地域づくりとして推進するモデル地区においてプログラム作成等を行うとともに、その活動を次年度以降の事業実施へと繋げるものである。 そのため、事業の参画者としては活動団体だけでなく、県内自治体、小学校や森林所有者、森づくりボランティア、林業・木材産業関係者、NPO、企業等をはじめとした地域の人々や団体との連携が想定される。 (公社)宮崎県緑化推進機構は、森づくりや森林・林業に関する豊富な知識と経験を備えるとともに、「みやざき森づくりコミッション」として県内自治体や県林研グループ、森づくりボランティア団体、NPO、企業と幅広いネットワークを構築し、参画者との連携した事業展開が確実に期待できる。 また、幼児期を対象とした「森のようちえん」を含む森と自然を活用した保育・幼児教育の社会化に向けた研究会を設置し、全国の活動を牽引している(公社)国土緑化推進機構の下部組織でもあることから、最前線の特色有る支援施策や研究成果、実践事例等の知見を活用することができる。 この業務を受託できるのは同機構を置いて他に無いことから、随意契約を締結することとしたものである。	環境森林部 環境森林課